

第131回横浜市都市美対策審議会

次 第

日 時 令和4年3月23日（水） 10:00～12:00

会 場 横浜市役所18階共用会議室みなと1・2・3

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 都心臨海部における夜間景観の誘導手法について（報告）
- (2) 都市デザイン50周年企画について（報告）
- (3) 各部会の開催状況について（報告）

4 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 名簿】

		氏 名	現 職 等
1	会長	西村 幸夫	國學院大學教授／東京大学名誉教授（都市デザイン）
2	委員	井上 豊隆	公募市民委員
3	〃	大西 晴之	横浜商工会議所
4	〃	加茂 紀和子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授（建築）
5	〃	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
6	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授（景観）
7	〃	鈴木 智恵子	公益財団法人日本文藝家協会会員
8	〃	関 和明	関東学院大学名誉教授（建築史）
9	〃	高村 典子	公募市民委員
10	〃	野原 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授（都市計画）
11	〃	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授（ランドスケープデザイン）
12	〃	矢澤 夏子	神奈川県弁護士会 弁護士
13	〃	山家 京子	神奈川大学工学部建築学科教授（都市計画）
14	幹事	伊地知 英弘	政策局長
15	〃	遠藤 賢也	環境創造局長
16	〃	鈴木 和宏	建築局長
17	〃	乾 晋	道路局長
18	〃	中野 裕也	港湾局長
19	〃	小池 政則	都市整備局長
20	書記	堀田 和宏	都市整備局企画部長
21	〃	榊原 純	都市整備局地域まちづくり部長
22	〃	梶山 祐実	都市整備局企画部都市デザイン室長
23	〃	吉田 和重	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

第130回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	<p>議事1 横浜市都市美対策審議会会長の選任について</p> <p>議事2 横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の指名について</p> <p>議事3 会長代理者及び部会長代理者の指名について</p> <p>議事4 「横浜市景観計画（変更の案）」及び「関内地区都市景観協議地区（変更の案）」について（審議）</p> <p>議事5 都市デザイン50周年企画について（報告）</p> <p>議事6 各部会の開催状況について（報告）</p> <p>議事7 その他</p>
日 時	令和3年8月12日（木）午後2時から午後4時16分まで
開催場所	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
出席委員 (敬称略)	<p>会場出席：井上豊隆、大西晴之、国吉直行、真田純子、関和明、高村典子、西村幸夫、野原卓</p> <p>リモート出席：山家京子</p>
欠席委員 (敬称略)	加茂紀和子、鈴木智恵子、福岡孝則、矢澤夏子
出席した 幹事・書記	<p>幹 事：岩間隆男（環境創造局長代理 政策調整部政策課担当課長）</p> <p>山口 賢（建築局長代理 企画部長）</p> <p>長谷川秀（道路局長代理 計画調整部長）</p> <p>石井雅樹（港湾局長代理 みなと賑わい振興部整備推進課長）</p> <p>書 記：榊原 純（都市整備局地域まちづくり部長）</p> <p>梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長）</p> <p>吉田和重（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）</p>
関係者	<p>議事4：中尾光夫（都市整備局都心再生部都心再生課担当課長）</p> <p>奥村 創（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長）</p> <p>議事5：山田 渚（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）</p> <p>渡辺荘子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）</p>
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	議事4：本日の意見を踏まえ法定手続きを進める。
議 事	<p>1 議 事</p> <p>（1）横浜市都市美対策審議会会長の選任について</p> <p>会長は、委員の互選により西村幸夫委員に決定した。</p> <p>（2）横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の指名について</p> <p>事務局は部会構成及び部会委員、部会長について原案を説明し、会長は新しい部会委員と部会長を指名した。</p> <p>（3）会長代理者及び部会長代理者の指名について</p> <p>事務局は会長代理者及び部会長代理者について原案を説明し、会長は会長代理者を、部会長は部会長代理者を指名した。</p> <p>（4）「横浜市景観計画（変更の案）」及び「関内地区都市景観協議地区（変更の案）」について（審議）</p> <p>（西村会長）</p> <p>議事4、「横浜市景観計画（変更の案）」及び「関内地区都市景観協議地区（変更の案）」について、担当課から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>議事4について、関係課より説明を行った。</p> <p>（西村会長）</p> <p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p> <p>私から質問ですが、この意見の要旨と、それに対する横浜市の見解というのは、どういう形で公にされることになっているのでしょうか。</p>

(奥村係長)

こちらの意見の要旨と横浜市の見解につきましては、横浜市のホームページで公表させていただいているところでございます。

(西村会長)

既に公表されているということですね。分かりました。

何かご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。国吉委員、お願いいたします。

(国吉委員)

関内地区の市庁舎街区が隣の街区と一緒になりまして、別々に分かれていたものが一体化しました。高さの緩和についても、地区計画で定めた部分は抜ける感じになっているわけですが、隣接街区といえますか、一体になったそこは今後どうなっていくのでしょうか。それについてお願いします。

(中尾課長)

隣接街区につきましても今、再開発事業を予定してまして、概要については政策検討部会でご報告させていただいております。再開発事業になりますので、基本的には高さを緩和していく方向でこれから調整させていただきたいと思っております。景観計画上の位置づけについては今後どういう取扱いにするかということになるのですが、先ほど説明にあったとおり、地区計画で定めると景観計画の高さは適用除外になるという、そもそもそういう条文の構成になってございます。あと、今回の計画図も分かりやすくなるようにということで白抜きにさせていただいているという状況ですが、同様の変更をするかどうかは今後調整したいと思っております。

(国吉委員)

今、質問した趣旨としては、市民意見で出てきたように緩和すべきではないということがあって、それに対して市としては、ここの価値を大事にしながらこういう工夫もしていきますよということで、歴史などそういうものも大事にしながら、よりベターな街をつくっていくことを併せてちゃんとやっていくんだと言っているわけです。市庁舎跡地については、デザインコンセプトブックとか、いろいろな事業コンペの委員会そのものでも議論しましたし、事業者の方に対して配慮することを相当細かく言っていて、そういうことを基に旧市庁舎をどれだけ活用していくかなども入っていますし、市から要求したこういった活動を入れてくださいというものが非常に具体的に出てきているわけです。そういうものがあって、それを評価した上で、170メートルとか150メートルとかそういう議論が出てきて、工夫しているから評価しようとなったわけですが、隣接街区については民間街区で、民間の側で事業提案者を募集して、選択して、政策検討部会でご披露はされたのですが、市庁舎街区と詰めの深さが全然違うと思うのです。その中で、地区計画で独自に抜くことができるということで認めてしまうと、どこで評価、突破する根拠をつくって確認するのがちょっと不確かだと思います。別途、私は景観アドバイザーに指名されましたので、民間街区についても、市としては緩和するに際してどういう工夫をやっていくということをきちんと、デザインコンセプトブックのようなものなのかどうか分かりませんが、やはりスタディーした上で、そういったものをちゃんとやられていると確認された上で、地区計画でもオーケーするといえますか、そういう方向に持っていけたらと思っております。その辺のプロセスが分からなかったのも、再度、今日確認しておきたかったということです。

(中尾課長)

今、国吉委員からご指摘いただいた内容につきましては、市としても認識しています。ベーシックな景観誘導の考え方につきましては、今回の景観計画を変更させていただいて、再開発のエリアも含む関内駅前特定地区ということで考え方を整理させていただきます。また、都市美審の皆様にもご意見を頂きましたエリアコンセプトブック、エリアコンセプトプランというのもの、まずは下敷きとして既に整っているかなと思っています。その上で、より細かな景観誘導の考え方につきまして、再開発部分につきましても市として一回、誘導の考え方をまとめさせていただきまして、それをまた政策検討部会でご議論いただく形で進めていければと考えてございます。

(西村会長)

ありがとうございます。この件に関して追加なのですが、左から右に変更するということで、旧市庁舎街区については計画があるから、別途詳細にいろいろなことを決めるので抜くというのは分かるのですけれども、つまり、民間街区は高さに関しては変えないという変更ですよね。ところが、実際にやるときには、先ほどのように再開発事業ということで別のルールがかかると。市民的には非常に分かりにくいのではないかと思います。

(中尾課長)

景観計画の変更につきましては、改めて事業の進捗を見て、ご審議いただきたいと思っています。

(西村会長)

なるほど。どうぞ。

(国吉委員)

そのときのベースとなる価値づくりが、旧市庁舎街区のデザインコンセプトブックの内容の延長ではないのではないかと思うのです。旧市庁舎街区は、市庁舎という歴史的建造物があったとか、いろいろな価値が違うわけで、民間街区においては何を大事にするかというのは、もう一つ別に議論しないと、残すべき価値とか歴史的資産もないわけですし、そうすると、何をここで都市の価値としてつくっていくのか。もちろん、土地利用の問題はあるのですが、空間的な価値としてどういうことをつくっていくか、もう一度延長上だけでなくスタディーしておいたほうが良いという感じがしました。その辺、政策検討部会でご説明いただければと思うのですが、お願いしたいと思います。

(西村会長)

旧市庁舎街区はコンペもあって、その条件になっているものですから、非常にいろいろな目が行き届くわけですが、今回の民間街区のところは状況が違うので、そこをうまく誘導できたり、皆さんが納得いくようなルールになるかというあたりはそれなりにきちんとやらないと、またその変更のときにいろいろな意見が出てくるのではないかという心配が確かにあると思います。今回の変更点も、一見するとどちらも高さを緩和したり、屋外広告物を緩和したり、規制緩和みたいに取られるので、そこだけ取られているいろいろな意見が出てくると、次も同じような議論になるわけです。ただ、現実的には、屋外広告物でもきちんとした屋外広告物の事情とか、イベントの事情とか、技術革新とか、そしてまた、旧市庁舎街区には当然非常に細かいこれまでのコンペのチェックがあるので、そういうものがあるから、協議の上いろいろなことが改善されているというのが全体の協議地区の立てつけになっているのですが、一見するとなかなかそこまで読んでくれないで、表面上だけ見られるといろいろな意見が出てしまうということが起きるのではないかと。特に次のステップではそれがまた起きるかもしれないということで、慎重にその辺の情報発信や手続をきちんとやってもらいたいということがあるのだと思います。

ありがとうございます。その点は、ぜひ次の議論の中で留意していきたいと思いますが、ほかに何かありますでしょうか。野原委員、お願いします。

(野原委員)

3点ございまして、1点は単なる質問です。今の話にも絡むのですが、関内のエリアの変更について、これも政策検討部会などでは進んでいてご承知の内容だと思うのですが、そもそも準特定を一緒にすると何が変わるのかがちょっと分からなかったもので、準特定からこの部分が具体的に一緒になると変わるのかを、まず単純に内容として教えてほしいというのが1点目です。

2点目が、やはり今の議論ですが、今回の変更の根拠にエリアコンセプトブックがあって、そこに3要素があるのでそれを基にして変更しますという理屈になっているので、エリアコンセプトブックが何なのかとか、どうしてそれを基にして景観計画とこれを変更するのかというストーリーがないといけなかなと思っています。その中で、エリアコンセプトブックというのは単にこの3要素だけを述べたわけではなくて、かなりいろいろな内容をいろいろな形で議論して出来上がっているものですが、そこの中でも、先ほどの旧市庁舎の部分とそれ以外に関してというのもどういう位置づけかなどもある程度書かれていたりするのではないかと思うのですが、その辺がすっ飛ばされている感じがあります。それで、ここに出てくる3つの言葉があるから変更しましたということだけだと、そもそもエリアコンセプトブックが何か分からない人にとっては全然意味が分からないと思いました。そういう意味で、エリアコンセプトブックをどのように位置づけるかというか、重ねて言ってしまうと、エリアコンセプトブック、もう今はプランもあるかと思いますが、そういう関係もありますし、これ自身が横浜市のある種のチャレンジというか、今までにない事業とコントロールの間をつなぐ新しい挑戦をしたのではないかと思うのですが、その挑戦に対して、この景観計画がどう受け止めてここを変えていったりするのかというストーリーがないと、何でこれで変更しているのかが単純に分かりにくいと思っていますので、そこは教えていただきたいというか、整理したほうが良いのではないかと思います。

3点目はちょっと話が飛びまして、多分後ほどそちらもあるのでしょうか、屋外広告物についても併せて申し上げたいのですが、先ほどの幾つかの変更・緩和がある中で、例えばバナーフラッグはデザイン調整を行っているとか書かれていて、あと、例えば広告付き上屋などはデザイン審査をやっているのではないかと思うのですが、それに対して残りの緩和の部分は、そういうデザイン調整やデザイン

審査などのプロセスが入っているのかどうか分かりませんでした。その辺がどうなっているかを教えていただきたいです。以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。3つありましたが、順にお願いします。

(中尾課長)

まず1点目は、地区を一体化することで何が変わるのかというご質問かと思えます。まず、もともとの地区のエリア分けの考え方が、市役所がある前提として市庁舎前面特定地区というものと、関内駅前準特定地区というものがございました。関内駅前準特定地区については、あまり具体的な制限は実際なかったという状況でございます。今回、市庁舎が移転するという中で、2つの地区分けというのではなく、関内の駅前の地区として、一体として景観を誘導していくべき地区だという考えの下に、まず地区を一体化しています。その上で今回、駅前広場という、改札を出た北口、南口、それぞれ駅前広場を景観計画の中で指定しているのですが、その駅前広場に面する部分の景観誘導の考え方について、細かく規定させていただいたという形の変更になっています。

あと、2点目のエリアコンセプトブック、プランの位置づけというところでございますが、先ほど先生におっしゃっていただいたとおり、まさに新しい誘導の考え方というか、そういったものにチャレンジさせていただいたと考えています。プランがかかかちでありきで計画を縛るというものではなく、プランの中で少し誘導の方向性を示しながらより良い計画を引き出すという考え方で、今回考え方を都市美対策審議会の中でもご議論いただき、横浜市としての考え方を示し公募させていただいたという形になっています。そういった性質のもので、先ほど国吉委員からもご意見頂きましたが、積み上げてくる中でそういった考え方を整理し、計画を誘導し、計画を選定し、それに基づいて具体的な制限、景観計画ですとか都市計画を変更していくのだということを、少し丁寧に市としても説明させていただきたいと思っています。

(奥村係長)

それと、バナーフラッグと広告付きバス停上屋などについてなのですが、バナーフラッグにつきましても、日本大通りなどが景観重要公共施設というものに指定されていて、その中で、道路の占用許可基準の中で、デザインが景観上支障がないものというのがあるのですが、なかなかその一文だけだとデザインの調整に苦慮しているところがありまして、今回明確化させていただいたところがございます。内容につきましては、地元の団体の方々と意見交換をさせていただきながら、このような基準を設けているという流れになっております。広告付き案内サインの第三者広告の規制緩和につきましても、もともと景観計画の中では案内、誘導サインについて、広域的にデザインが統一されていて、景観上支障がないものというただし書があったのですが、今回、広告付き案内サインにつきまして、規制があるところはそんなにこの地区の中でも数は多くないのですが、このような基準を設けて緩和させていただくという流れになってございます。

(野原委員)

広告のほうは、質問の意図としては、①、③、⑤、⑧と緩和が今回行われますということのようなのですが、それ自身に、先ほどのようなデザイン審査とかデザイン調整が全部にちゃんと行われるのでしょうかという質問でございまして、そうでもないということでしょうか。

(奥村係長)

デザイン調整に関しましては、こちらは景観計画の中での数値的な基準を示していることになりまして、そのほかにも横浜市では、都市景観協議地区、条例のほうでより良好な景観となるような協議をして、誘導していくという形にはなりますので、この景観計画の数値の基準を踏まえた上で、それぞれのエリアの担当課とデザインの調整については行うという流れになります。

(野原委員)

緩和の取組なので、ぜひその辺をうまく、まさに広告付き上屋のサインのときも緩和とセットで審査するという合わせ技の仕組みみたいなものをつくって、これも当時のチャレンジではないかと思うのですが、単純に緩和だとどうして？ということになるので、ぜひデザインの調整や審査をして、適切であるということ踏まえながら進めていくんですよというプロセスを全体の中に入れていただきたいというのが広告物に関する話です。

ちょっとまた戻りまして、エリアコンセプトブックに関しては、エリアコンセプトブックの後にエリアコンセプトプランというものを多分策定して、周辺エリアも含めてちゃんとやっていきたいと思います話と今回の景観計画というのは二重に、同時に横に動いていくのか、そういうのをうまく連動しながらお互いを見合ってやっていくのかちょっと分からないのですが、どの辺をどう受け止めなが

ら景観計画をグレードアップしていくのかもぜひお考えいただきながら進めていかないと、だんだん話がお互いよく分からなくなってしまうのではないかと思いますので、ぜひお願いします。

(西村会長)

確かにそうですね。エリアコンセプトブック、プランが、ある意味法的根拠が非常に曖昧なわけです。景観計画は景観法の下にあるわけですから、根拠は非常に明確なだけけれども、しかし、根拠が不明確だというのはよくないということではなくて、もっと新しいことにチャレンジするからそうなっているわけなので、そこのところがよく説明されていないと、不明確なものを根拠にやっているからやりますと言われると、プランの位置づけに関しても、そこだけ読むと変な感じがすると。ですから、市の意見は既に見解として明らかにされているのだとしたら、今後いろいろ説明するときに、エリアコンセプトブックとプランの位置づけや持っている意味みたいなものをうまく説明することを常に留意していただかないと、なかなか理解が進まないかもしれません。もともとどういうものであるべきかということに関しては、今、野原委員がおっしゃったように毎回ちゃんと明らかにしておく必要があるかもしれません。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。国吉委員、お願いします。

(国吉委員)

今の野原委員さんのご指摘は多分重要だと思うのです。エリアコンセプトブックが、事業コンペとかコンペティション、応募者に対する配慮してほしい事項としてセットでやっていますから、事業者としてそれをどれだけ考慮したかというのが審査のときの評価基準につながってくるので、事業者としてはエリアコンセプトブックの法的根拠というのはなしに事業コンペの参考資料として出されているから、かなり遵守していただいたわけです。けれども、そういうものでないときに、エリアコンセプトというのは何だということになっているので、エリアコンセプトブックという言い方はしなくていいので、ここに民間街区におけるデザインコンセプトみたいなものはちゃんと景観計画緩和のベースとするということ、どこかで位置づけたほうがいいかなという感じがします。その辺の扱いについて、もう少しどこかできちんと整理しておいたほうがいいという気はしますので、それはよろしくお願いします。

それから、デジタルサイネージが出てきて、国が言っているからどの都市もどんどんやり始めているのですが、ほかの都市の審議会などでもそういう議論が出て、どんどん緩和すべきみたいな感じになっているのは非常に危ないと思っています。今回、バス停などの表示とかああいうものは、デジタルサイネージであると非常に簡単に変えられるからという感じでご説明いただいたのですが、これが民間の広告とか、そういうものでもデジタルサイネージは評価する、認めようという方向に行っているのですか。つまり、ほかの都市などはそういうものもどんどん、民間の敷地内などの屋外広告などもデジタルサイネージをできるだけ入れていこうという方向が出ていたりして、横浜市はその辺についてはどう考えているのかをお聞きしておきたかった。今日はあまり出ていなかったのですが、将来出てくるのか、それともできるだけ現在は抑えているわけですが、その辺の方向性はどうかを参考にお聞きしたいのです。

(奥村係長)

映像装置の基準緩和に関しまして、今回の景観計画の変更の中では、みなとみらい21新港地区についてはその緩和をしようというところではございますが、関内地区については従前と変わらず、公益性が認められない民間広告への映像装置の使用は緩和しないという方向で今、調整しております。

(国吉委員)

そうすると、新港地区ではどの程度緩和していくのですか。赤レンガ倉庫の中に動画が出てくるとか、そういう感じですか。

(奥村係長)

もともと新港地区につきましては、イベントの際に掲出する広告については、ただし書で緩和しています。静止画のみを使用するものについてのただし書というものをさらに追加して、民間広告であっても静止画のみのものであれば、映像装置の使用が可能となるような形になります。

(国吉委員)

みなとみらいの中央地区等はいろいろな街の協議会で議論してにぎわいづくりなどがあるのですが、新港地区は結構歴史的な地区としてこれまでも抑えてきた地区なので、かなり慎重にやっていくべきではないかと。関内地区は今の話はあまり出てこないようなのですが、その辺はにぎわいづくりという感じがががが行ってほしくない感じがあって、その辺をどこで議論して進めるのかというのが気になったので質問しました。

(西村会長)

ありがとうございます。今後、その辺に関してはきちんと、そのほかにも防災のときに緊急時の案内サインの扱いとか、そういうことに使えるかどうかというあたりも大きな項目になりそうなので、いろいろ議論することはありそうですね。

真田委員、お願いいたします。

(真田委員)

私も屋外広告物についてなのですが、今回、関内地区でも変更する通りと変更しない通りが多分あると思うのですが、そのあたりが今日の説明だと非常に分かりにくくて、①、③、⑤、⑧が変わるとすると、どこの通りが①と③が変わってなどということがちゃんと整理されていると議論がしやすかったかと思います。

あと、市民の方から意見をもらったという話の中で、イベントの街ではないというような意見がありまして、それはまさにそうだなと思います。前にこの議論をしているときに、ハレとケという議論があったと思うのですが、バナーフラッグはそれぞれのイベントが90日以内で、それが対応していたとしても、総合的にみんなが出して年中やっているということになると全然意味がないので、そのあたりの総量のコントロールをどうするのかについては、ちょっと検討していく必要があるのではないかと思います。

あとは、今日話があったように横浜市の景観行政というのは非常に歴史があって、日本で一番進んでいるところなのに、どんどんそれで緩くしていいのかという話はあると思います。今回緩くすることについて、もう少し厳しい目で見て、市民の方の厳しくする前の今の状態と、厳しくしてある程度増えてきたからの状態をアンケートを取るなどして、もしよくないようであればもう一回厳しくするような仕組みとか、そういうことも考えつつ進めていただければいいかなと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、たくさん意見が出ましたので、特に景観計画の変更、それからエリアコンセプトブック、プランの扱い、屋外広告物の緩和に関しては懸念がいろいろ出ておりますので、それを踏まえてやっていただきたいと。緩和するのはできますが、強化するのはなかなかすぐにはできないので、その辺を慎重にやっていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろな懸念事項を踏まえて、今後進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと思います。

(5) 都市デザイン50周年企画について (報告)

(西村会長)

次の議題は、都市デザイン50周年企画についてということでありまして。これは報告事項ですが、報告を事務局からお願いします。

議事5について、関係課から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。よろしいですか。コロナの中で準備するのは大変だと思いますが、こういう状況だということですか。何かこの件に関しましてご質問があればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、真田委員。その後、大西委員。

(真田委員)

振り返るパートで、講演の内容には先進性などがあるのですが、展示にもそういうものを入れたほうが、何をどういう考えでやってきたかというだけではなくて、すごく先進的だったということもやっていくと職員の方の意識が高まったり、市民の方も誇りに思ったりということになるのかなと思いました。多分、いろいろな教科書的なものに先進事例として載ったり、そういう客観的事実によって先進性が示せるとも思うので、そのあたりもこの機会に集めておくといいのかなと思いました。

(西村会長)

ありがとうございます。あまり遠慮しないでいいのではないかとということです。

大西委員、お願いします。

(大西委員)

すばらしい企画だと考えておりまして、特に私が強調したいと思うのは、過去を振り返ることは非

常に大事なのですが、それ以上に、この先どうするんだと。特にこのところコロナなどという今まで思いもしないようなことが出てきたり、あるいは自然現象にしてもかつてなかったとか、そういう問題も出ていて、実は私どもの横浜商工会議所でも毎年、神奈川県さんや横浜市さんに行政要望書を提出しております、その重大項目の一つが、未来の予測を立てていくことが非常に重要なのではないかとことです。先ほどのご説明でも30年先ぐらいをというご説明だったと思うのですが、会議所としてはある部分無理を承知の上で、やはり50年先を考えていただきたい。それは、何も行政だけに押しつけているのではなくて、官民一体となってどういう方向に進んでいくのか。それから、安全・安心とか、デザイン的なものにも一遍にできるものではありませんので、5年ごと、10年ごとの見直しだとか、そういうことを設定して、少しでもほかの都市と、競争ばかりを狙っているわけでは決してありませんけれども、やはりある部分、都市間競争というものは避けて通れないもので、いかに横浜の魅力を今後とも続けていくかということの一つの要素としても非常に大切なことと考えております。ぜひ、内向きなことだけで終わるのではなくて、できることなら行政、民間、そして市民の方々を巻き込んだ大きな企画ということを考えられないのかなということをお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。官民共同でということ、50年後の絵を描いてほしいということでありました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。では、国吉委員、お願いします。

(国吉委員)

私がしゃべるとおかしくなってしまうかもしれませんが、大西さんからもご意見を頂いたのですが、対外的に横浜市は何回か国際的な都市デザインフォーラムを開催していて、世界的な都市デザインを考えている方々にも集まってもらって、世界のまちづくりの課題みたいなものと横浜の現場で見たものを一緒に議論するみたいなことがあったのです。国内だけで横浜市が何か突出していこうとか、そういうことを考えるのではなくて、世界の都市がどういう状況になっていて、それでこれから都市の人口が大都市で減っていった場合とか、高齢化になったり、そういう時代を踏まえて、都市の持続的発展とはどういうことかみたいなことも当然あるわけです。それと都市デザインはどう関係していくのか。だから、経済発展みたいなことを従来の方式だけでやるのではない、持続的な発展としょっちゅう言われながら、実際は超高層をたくさんつくればいいみたいな感じで、みんな従来からのスタイルを継続しているのです。そうではないスタイルが本当はあるんだと思うのです。そういうところをきちんと議論して、持続的発展といいますか、そういうもののメッセージを送って、引っ張っていく都市デザインというのを、世界のいろいろな都市とも見比べながら、ゆっくりと長期的に、安定的に成長する街というのですか、都心も郊外も含めて、そういうことが議論の中で出てくればいいなという感じがします。今割と受けている人だけではなくて、もうちょっと長期的に都市を見るみたいな議論も踏まえて、展示とかいろいろなことも含めてそういった場があるといいなという感じがしました。

(西村会長)

ありがとうございます。長期的かつグローバルにやってほしいということでありました。

ほか、ありますか。どうぞ、井上委員。

(井上委員)

非常にすばらしい展示だなと思って、ぜひ参加したいと思っております。先ほどから世界的な目線とか歴史的な話とか、参加する年齢層のお話もあると思うのですが、都市デザインのお話を、先ほど市役所の方の中でも知っている人、知らない人がいらっしやるというお話があったと思いますけれども、市民レベルで考えると、都市デザインと言われるとピンとこないという方がいっぱいいらっしやると思うのです。その方々に、一人でも二人でも、どうやって当事者意識を持っていただけるような場になるのかなというのを感じていました。先週の土曜日、I Rの展示をやっておられたのを、私、家族と見に来たのですが、意外と市庁舎に土日人も人がいらっしやる。僕はそれに一番びっくりしたのですが、人もいらっしやるので、当事者意識が持てるようなイベントができれば多分響くのではないかと感じていたりしたので、そういう意味でプレゼンテーションスペースでやるというのは非常に意義があるかなと思いました。私の直近の感じで言うと、例えば、建造物のことではないのですが、港北区は港北オープンガーデンという企画があって、ご自宅の庭などを見て回る。それがマップになっていて、ここのお庭でこんな植物が咲いていますとか、庭をただただ見るだけの企画みたいなものもあって、ああいうもの一つ一つは結構小さいことではあるのですが、街に住んでいる方が都市景観

のことを考える一つはかなりいいきっかけになるのではないかと思っていたりしました。横浜は大きい都市なので、大きいものも小さいもののいっぱいあると思うので、なかなか全部インクルードするのは難しいと思うのですが、そういうものもどこかでスパイスがあればいいなと感じて聞いておりました。私からは以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。今動いているいろいろなものも、うまくすくい上げられるといいですね。ほか、いかがでしょうか。関委員、お願いいたします。

(関委員)

企画のほうは、初めてというか、かなり具体的になってきたので、人ごとではないですが楽しみにしています。それで1つ伺いたいのは、多分一番最後のアーカイブ作成というところで、アーカイブというのがどういう意味か分かりませんが、時間がかかってもいいと思うので、何か出版物みたいな形で、今までの記録とこの2年間ぐらいかけてやるものを、イベント的なものだけで終わらせないで、記録を修正したものを残す。出版物、本というものでなくても、CDでも何でも、ウェブでもいいのですが、この50周年の記念の事業をまとめたそれ自体のアーカイブみたいなものが考えられるといいのではないかと思います。というのは、私が横浜市の都市デザインの事業を知ったのが港町・横浜という、横浜の歴史をきちんとまとめられたものでした。その本自体がとてもいいデザインで、それを何かあるたびにリファレンスして、それがあって六大事業とかこれからやることにつながっていくという、そういうプロセスをきちんと取られたということが、横浜で都市デザインというものが定着していった、50年の蓄積ができたということの始まりではないかと個人的には思っています。今の時代にふさわしいメディアとして何かそういうものを、時間がかかってもいいのでできたらいいかなと思いました。

(西村会長)

なるほど。何か最終的なまとめのアウトプットのイメージというのはあるのでしょうか。

(山田係長)

展覧会に合わせてカタログはつくっていききたいと思っていますが、展覧会だけだと伝わる内容も限られてしまいますので、より一層展覧会にないことも含めて、50年分をなるべくそこでまとめるという作業はしていきたいと思っています。それ以外にも、限られた時間の中でどこまでできるかということがあるので、もしそういったもので足りなければ今後も検討していく必要があると思いますが、まず一つは展覧会の中でまとめていきたいと、現段階では考えています。

(関委員)

というのは、今までたくさんパンフレットとか、いろいろな小冊子とか、その都度きれいなデザインでつくられていて、どこかにストックされているのかもしれませんが、そういうものを集めてファイルするだけで結構なのです。今、新しく出版するのは大変で、金もかかるし、誰が読むんだみたいになってしまうとあれですが、そういう記録で何か、例えば歴史を生かしたまちづくりの最初のパンフレットなども、あれが配られて山手の方たちにお見せして、そういう役割、機能を果たしたと思いますので、そんなことで、私も個人的に持っているものがありますけれども、もし抜けているものがあれば足してファイルしていくと。その程度のことで考えていますが、よろしくお願いします。

(西村会長)

ありがとうございます。何かありますか。

(山田係長)

50年分、かなりいろいろなものを先輩方がつくられてきているということがだんだん分かってきておまして、展覧会をやるにつけても、やはりそういったものをまずは我々も把握するといったところから始めているところで、それを集めるだけでもすごい知見にはなると思っています。先輩方のご協力を頂きながら進めていきたいとは思っております。

(西村会長)

分かりました。どうぞ。

(高村委員)

市民からの、今までのような上のほうの議論ではなくなってしまうのですが、アーカイブについてはぜひ、私もいろいろなアーカイブのお手伝いをしてきましたけれども、それを紙とかでやっていくと残っていかないので、これからはそういういろいろなものをサーバーなどに上げて、考えられていると思いますので、そちらのお手伝いなどもできたらと思います。

あと、市民の方が横浜の街がデザインされているということを知っているかということ、もちろんこ

の辺の関係者はご存じだと思いますが、小さい子供などが、例えばある日突然、好きな建物が壊されてしまって、できちゃったよとかそういうのではなくて、この建物はいいよねとか、空き地があったらここにどんなものが建ったらいいかなとか、そういうことを考えていけるような街になっていったらと私はいつも思っています。以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。教育的な意味、それから、アーカイブの知恵もたくさんあるようなので、ぜひ協力を仰いでいただければと思います。

それでは、国吉委員。その後、真田委員。

(国吉委員)

海外の、アジアの市町から協力を求められることが時々あったりするのですが、そうすると横浜はなぜできたんだみたいな、つまり、いいコンサルタントに頼んでいい提案はできるのだけれども、それをちょっとだけやって、また次の提案が出てきて、また次のということで、都市のストックになっていかないと。横浜はずっと数十年積み重ねてきて、ストックして、その都度市長が変わってもコンセプトをあまり変えないで、前の政党が違う市長がつくったコンセプトだったかもしれないけれども、次の保守系の市長でもちゃんとフォローしてやってきたみたいなのところがあって、コンセプトをあるとき決めたものをここに少しずつ、一気につくるのではなくて積み重ねて行って、あまりぶれないで来ているということが横浜のストックになったと思うのです。みなとみらいと関内地区の対比的な演出とか、赤レンガ倉庫との対比とか、そういうことはアジアでもまだ相当評価されているのです。そういったものは案外、横浜市民が知らないというのでしょうか、持続して、つないで、つないで、つないでいくみたいな話といますか、そういう都市づくりのつなぎというものは、社会的な資産ではないかと思います。でも、かつ新たなコンセプトを加えていかなければ駄目みたいな、その辺のことが一番重要なだけれども、変わることをばかり考えてしまうと、また元を捨ててしまうみたいな感じがあって、せっかくつくってきたものを資産として、そのものにどうするかという、つないできたことを、だから市政に関しても、街もやったよ、何もやったよという、ぽんぽんと面白いプロジェクトをやったということではなくて、でも、それはみんなつながっているんですよね。それをつなぎ、つなぎして、小さなプロジェクトもみんな、民間事業者の方にもご協力をお願いしてやってきているわけですよね。その辺の広がりみたいなものが、都市デザインというのは重要だったのではないかと。その辺を何か表現できたらと思っております。

(西村会長)

なるほど。ありがとうございます。確かにそうですね。ほかの都市はなかなかそういう工夫は少ないですよ。

真田委員、お願いします。

(真田委員)

展示について、都市デザインというとデザインした華やかなものが注目されがちですけれども、全体で見ると地と図という地の部分も結構やってきたと思います。その部分を展示で見せるというのは相当難しいとは思いますが、市民の方が気づきにくい部分でもあるので、それをどう見せるかというのが非常に重要なかなと思いました。地の部分を意識的に掘り起こすようにしたいかなと思いました。

(西村会長)

ありがとうございます。地の部分ね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。随分盛り上がりましたね。結局、うまくやればこの話題は結構皆さん関心があるということですよ。ぜひ、うまい形で続けていただければと思います。

それでは、ちょっと時間を取りましたけれども、次に行きたいと思います。

(6) 各部会の開催状況について (報告)

(西村会長)

各部会の開催状況ということで、前回の129回の審議会の開催以降に開催された各部会の開催状況について、報告してもらおうと思います。

まず、開催状況報告は基本的には部会長からやるものなのですが、事務局からまず報告していただいて、何か補足があれば部会長に補足していただくということでよろしいでしょうか。では、そういうふうにしたいと思います。それでは、まず事務局からお願いします。

議事6について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。それでは、各部長から先ほどの説明に補足等があったらお願いしたいと思います。政策検討部会は私が部長なので、政策検討部会は前回の都市美審議会でもご報告しましたが、それまでが名前のとおり政策的なことをやっております、直近では景観ビジョンをずっとやってきたわけなのですが、割と長期的な計画ものがほぼ一段落したということがあるのと、景観審査部会の案件が多いということもございまして、少し規模が大きくて地区で議論してきたようなものに関しては政策検討部会で引き受けようということに方向を少し変更して、そういう活動を始めたばかりのところでもあります。ということで、中身としては先ほどのご報告と変わらないのですが、やや懸念事項は、景観審査部会と別の部会なものですから、しかし、中身としてある程度調整が取れた、バランスがいいコメントが出てこないといけないのですけれども、違うメンバーが大半なので、その辺のバランスをどうするかと、その辺の調整というのをどのように工夫したらいいのかというのが若干の懸念事項としてあります。そんなところです。

景観審査部会の国吉部長、何かありますか。

(国吉委員)

事務局の説明で大体大丈夫ですが、2番目の民間ビルの計画で、ファサードの31メートルのときの分節というので、これはいろいろな都市でもそういう分節という言葉は出てきているのですけれども、本当は分節というのは、つまり31メートルの街並みが既に構築されているところに新たなビルができていて、できるだけ31メートルという軒線がほしいということだったのです。ですから、31メートルのファサードがあって、本当はそれ以上のものはちょっとバックして後ろに建つというのが本筋なのです。でも、それをしないで一面の中で分節してラインを入れましたとか、上と下を色を変えましたというのは、これはもう邪道ではないかと。そんなことだったらやらないほうがいいのではないかとということで、本来は壁面を変えるという、少しでも上をバックするという、それを大事にしてほしいということで、今後いろいろなどころで出てくることで、安易な分節という運用は今後も出てきそうなので、それは慎重にしてくださいということでした。そういうことで、全体にセットバックしているのです。それで公開空地ができるのはいいのですが、ずっとそろっているところにぐっと入っている。それをうまく使えばいいのですけれども、うまく生かされない公開空地だったりすると、例えば後ろに店舗が入ってきたりするのですが、店舗がコンビニだったりすると、お店のポスターがぺたぺた内側向けに貼られて、公開空地が全然生きてこない。そういうことで店舗との関係でこういうふうにならざるに魅力的になるかどうかとか、そういうのは課題だねという議論はありました。そんなところです。

(西村会長)

質疑はまた後でということで、それで全部ですね。何か質疑があれば、いかがでしょうか。先ほどの31メートルの分節ですが、分節を無視したものが出てくると、多分コメントとしては分節しろということになりますよね。分節したものが出てくるから分節しなくていいというコメントが出てくると、何が戦略かという変な気もしますけれども、事業者側もこれは難しいところですね。

(国吉委員)

ですから、同一のデザインでただ色を変えただけとか、やるんだったら積極的にやってくださいよと。この場合は、ヴォーリズの作品がもともとあったということを言っているわけですから、この辺のコンセプトをもうちょっと生かしてほしいとかそういうことは、直前にあったわけではない、昔あった建物だからということで踏襲していないのですけれども、分節とかそういうことよりも、むしろこういうことを踏襲する、生かしていくというのですか、そちらのほうが大事なのではないかというようなことです。街の抜きというのはたまたまできたわけですから、もっといろいろな踏襲の仕方があるわけですね。その辺はもうちょっと多様に検討してほしいという議論はあったと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。どうぞ、関委員。

(関委員)

この写真を見ていて、左側のものを踏襲したのかと思ったら、そうではないのですね。今、建っている建物とほとんど変わらないような感じですね。

(国吉委員)

高さは高い。

(関委員)

	<p>高さがね。増築しているみたいに見えますね。いずれにしろ、どう見てもこの1本黒い線を入れても意味がないですから、そこは分節という言葉だけですが、それはおかしいなと思いました。僕は、このモノクロの写真が並列しているから、これをどこかで踏襲しているというつもりなのかと思ったら全然違うので、確認しました。これがあつたのですね。全然違うので、確認です。分かりました。</p> <p>(西村会長)</p> <p>ほか、ありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、ご報告いただいたということでもいいですかね。</p> <p>(7) その他</p> <p>(西村会長)</p> <p>では、続いてその他です。その他で、何か事務局からありますでしょうか。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>特にございませぬ。</p> <p>(西村会長)</p> <p>それでは、本日の審議内容につきまして、事務局から確認をお願いしたいと思います。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>本日は、会長の選任及び部会の構成、各代理者について決定させていただきました。</p> <p>また、議事4の審議事項につきましては、エリアコンセプトブックやプランの位置づけ、隣接する街区の検討の進め方、あと屋外広告物についてのデザイン調整などのご意見も頂きましたし、さらに今後こういった規制の緩和についての議論について、条件等を整理しながらきちんと審議していくということについてご意見を頂きましたので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、審議5の都市デザイン50周年についてはいろいろとご意見を頂きましたので、今後企画を深度化させていく中で参考とさせていただきたいと思っております。</p> <p>そのほかの景観審査部会と政策検討部会に頂いた意見については参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日の議事録は、会長の確認を頂き閲覧に供することとさせていただきたいと思っております。</p> <p>(西村会長)</p> <p>ありがとうございます。それでは、次回の審議会の日程等につきまして、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>親会につきましては、おおむね年に2回の開催を予定しておりますので、また年度末の開催を予定しております。次回の予定はまた別途調整させていただければと思います。</p> <p>(西村会長)</p> <p>ということで、年度末に次の回をやりたいと思います。</p> <p>審議事項は以上ですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、審議会委員名簿、座席表、第129回議事録 【議事2】 ・資料2 : 横浜市都市美対策審議会（令和3年8月7日～）部会構成（案） 【議事3】 ・資料3 : 横浜市都市美対策審議会 代理者案 【議事4】 ・資料4-1 : 「横浜市景観計画（変更の案）」及び「関内地区都市景観協議地区（変更の案）」について ・資料4-2 : 横浜市景観計画（変更の案） ・資料4-3 : 関内地区都市景観協議地区（変更の案） ・資料4-4 : 新旧対照表（横浜市景観計画） ・資料4-5 : 新旧対照表（関内地区都市景観協議地区）

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料４－６：意見の要旨と景観行政団体（市）の見解 【議事５】 ・資料５－１：都市デザイン50周年企画について（報告） ・資料５－２：横浜の都市デザイン50年を振り返る講演会 【議事６】 ・資料６－１：第129回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況（一覧） ・資料６－２：横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について ・資料政－１：旧市庁舎街区活用事業における景観形成について ・資料政－２：関内駅前港町地区市街地再開発事業の進捗について ・資料景－１：「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について ・資料景－２：特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について （関内地区都市景観協議地区 中区本町２丁目16番ほか） ・資料景－３：山下公園通り地区地区計画区域内の建築物等の計画に対する意見について
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、会長が確認する。 ・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。